

水戸市電子入札の実施に関する要項

平成22年9月30日

水戸市告示第232号

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市財務規則（平成7年水戸市規則第16号。以下「規則」という。）第282条の規定に基づき、電子入札（規則第119条第2項第3号の規定による入札をいう。以下同じ。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(電子入札の対象)

第2条 電子入札の対象となる工事及び委託業務は、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成6年水戸市規程第5号）第40条に規定する水戸市建設工事等入札審査会が電子入札を行う旨を決定した建設工事及び委託業務とする。

(利用登録)

第3条 電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、あらかじめ市長に届出を行い、電子情報処理組織の利用登録の承認を受けなければならない。

(入札の公告等)

第4条 市長は、電子入札を行う場合は、規則第115条の規定による一般競争入札の公告又は規則第127条第2項の規定による指名競争入札の通知に電子入札である旨を記載するものとする。

2 市長は、入札書とともに電子情報処理組織により提出させる書類がある場合は、前項の公告又は通知にその旨を記載するものとする。

(書面による入札書の提出)

第5条 入札参加者は、入札参加者の使用に係る電子計算機の不具合その他やむを得ない理由により電子情報処理組織により入札書を提出することが困難なときは、市長の承認を得て、持参により入札書を市長に提出することができる。

2 前項の規定による入札書の提出は、前条第1項の公告又は通知に記載した提出期間内に行わなければならない。

3 市長は、全ての入札参加者が電子情報処理組織により入札書を提出することが困難であると認めるときは、入札参加者に入札書を持参により提出するよう指示するものとする。

4 前項の規定による入札書の提出は、入札日時に行わなければならない。

(開札)

第6条 市長は、工事費内訳書その他の入札金額の内訳を記載した書類の提出を求めた電子入札においては、開札時に当該書類を確認するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により入札書の提出があったときは、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子情報処理組織に登録するものとする。

3 市長は、電子入札における開札には、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(くじの方法)

第7条 電子入札における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の9の規定によるくじは、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、電子入札の実施について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年3月16日から施行する。

付 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年6月16日から施行する。